地方航空局長 あて

航空局長

「工事請負契約書の運用基準について」及び「工事請負契約及び設計業務等 契約における契約の保証に関する取扱いについて」の取扱いについて

国土交通省航空局、東京航空局及び大阪航空局における工事請負契約の共同企業体に係る契約の保証については、「工事請負契約書の運用基準について」(平成22年9月30日付け国空予管第584号)及び「工事請負契約及び設計業務等契約における契約の保証に関する取扱いについて」(平成24年3月23日付け国空予管第448号)において規定しており、これまで特定建設工事共同企業体については契約の保証が免除されていたところであるが、特定建設工事共同企業体対象工事についても、「一般競争入札対象工事における契約保証金の額について」(平成24年3月23日付け国空予管第451号)と併せて、当分の間、特定建設工事共同企業体を含む全ての共同企業体に対して契約の保証を求めることとし、下記のとおり実施することとしたので通知する。

なお、「一般競争入札対象工事における契約保証金の額及び特定建設工事共同企業体における契約の保証について」(平成13年11月30日付け国空経第823号)は、平成24年3月31日をもって廃止する。

記

1 工事請負契約書の運用基準について

「工事請負契約書の運用基準について」に「契約の保証を免除する場合」として いることについて、以下のとおりとする。

工事請負契約の落札者が共同企業体である場合については、契約の保証を免除することとしているが、当分の間、特定建設工事共同企業体を含む全ての共同企業体に対して契約の保証を求めることとする。

2 「工事請負契約及び設計業務等契約における契約の保証に関する取扱いについて」 「工事請負契約及び設計業務等契約における契約の保証に関する取扱いについ て」に契約保証を要しないものとしていることについては、以下のとおりとする。 工事請負契約の落札者が共同企業体である場合については、契約保証を要しない ものとしているが、当分の間、特定建設工事共同企業体を含む全ての共同企業体に 対して契約の保証を求めることとする。

3 入札前の周知

入札説明書等において、特定建設工事共同企業体対象工事の契約についても契約 の保証を求める旨を明記するものとする。

附 則(平成24年3月23日 国空予管第452号)

1 この通知は、平成24年4月1日以降に入札手続を開始するものから適用する。